

◇大阪市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程

- 1 大阪市水道事業給水条例の一部改正に伴い、水道料金等の納付方法について、電子情報処理組織を使用して行う納入通知書に記載すべき事項の通知に基づく払込みを追加することにした。
- 2 その他必要な規定を整備することにした。
- 3 この規程は、令和7年1月25日から施行することにした。

(水道局総務部お客さまサービス課)